

地域福祉専門部会の設置について

1 中央区保健医療福祉計画の推進

現在、改定作業中の「中央区保健医療福祉計画2020(仮称)」は、改正社会福祉法の趣旨を踏まえた市町村地域福祉計画として、分野横断的に取り組むべき事項や包括的な支援体制の整備など、本区における「地域共生社会」の実現に向けた取組の方向性を示す内容となっている。

計画の中で方向性を示した各取組について、計画期間中に具体化するため、地域福祉専門部会を設置して専門的、具体的な検討を行う。

2 地域福祉専門部会の設置

(1) 委員または専門委員

10名程度

※学識経験者のほか、民生・児童委員、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、NPO 法人など各福祉分野において専門的な知識を有する者のうちから委員長が指名する。

(2) 任期

令和2年4月1日から令和3年9月5日まで

(任期の終期は、推進委員会委員の任期と同様とする。)

(3) 検討事項

- ・包括的支援体制の具体的取組について
- ・地域カルテの更新について
- ・その他計画の推進に必要な事項について

(4) 開催回数

令和2年度 2回程度